

資料

令和4年壱岐市議会定例会1月第2回会議

議案第4号関係資料

【予算の目的】

平成31年(ワ)第45号 損害賠償請求事件に伴う判決が、令和4年1月18日に言い渡されたため、下記主文に基づき必要経費を計上するもの。また、今後の動向も踏まえ、控訴費用も計上する。

【判決結果】

1. 被告市は、原告に対し、299万4956円及びこれに対する平成28年5月27日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
2. 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
3. 訴訟費用は、原告と被告市との間においては、原告に生じた費用の2分の1と被告市に生じた費用とを10分し、その2を原告の負担とし、その余は被告市の負担とし、原告と被告白川との間においては原告に生じた費用の2分の1および被告白川に生じた費用を原告の負担とする。
4. この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。

【予算内訳】

●判決結果1に係る分

損害賠償額	2,994,956円
遅延損害金	855,407円 (R4.2.10 時点概算)
損害賠償額計	3,850,363円・・・・・・・・・・①

●判決結果3に係る分

訴訟費用 200,000円 (現時点では不明。仮に20万円とする)・・・②

訴訟費用について

・原告 1/2 ずつ、市と市長それぞれ 1/2 ずつ

(原告) 原告の 1/2 と市の 10/10 ×2割 → 原告の負担
(吉崎市) ×8割 → 吉崎市の負担

(原告) 原告の 1/2 と市長の 10/10 → 原告の負担
(市長)

注意：訴訟費用 → 訴訟費用確定処分申立書を原告と被告が提出して額が確定する。提出をしないケースもある。

・印紙代 ・書面、証拠書類作成費用等 ・出廷日当 ・交通費

●弁護士成功報酬

弁護士成功報酬 1,060,390円・・・・・・・・・・③

弁護士成功報酬について

(損害賠償請求額) 20,474,785 円 - (損害賠償額) 2,994,956 円 =
(経済的利益) 17,479,829 円 × (日弁連報酬基準) 10%+180,000 円 ×
(消費税) 1.1 × (吉崎市負担分) 1/2 = 1,060,390 円

●控訴費用

着手金 1,225,112円

実費等予納金 200,000円

控訴費用合計 1,425,112円・・・・・・・・・・④

・着手金について

(損害賠償請求額) 20,474,785 円 × (日弁連報酬基準) 5%+90,000 円 ×
(消費税) 1.1 = 1,225,112 円

損害賠償金 (①+②) = 4,050,363 円

委託料 (弁護士業務) (③+④) = 2,485,502 円

支出合計 ①+②+③+④ = 6,535,865円